

市民ギャラリーの使用について

市民ギャラリーは、和歌山市が使用しない期間等を利用して、市民の方々の日頃の文化活動の成果を発表していただくためのコーナーです。

【使用時間】

- ◆ 午前8時30分～午後5時15分
- 《土・日・祝及び年末年始（12月29日～翌年1月3日まで）はお休みです。》

【使用の資格・内容・期間】

- ◆ 資格 和歌山市で文化活動を行っている団体及びサークル
- ◆ 内容 絵画・写真・書・陶器・彫刻・工芸などの文化的作品
- ◆ 期間 1会期は市役所閉庁日を除く平日7日間

【使用申込み方法】

- ◆ 和歌山市の使用する会期等を除く、希望会期の使用申込書を提出してください。
- ◆ 申込書の提出期間は、9月上旬に次年度前期分（4月～9月使用分）、3月上旬に次年度後期分（10月～翌年3月使用分）の受付とします。
- ◆ 使用会期は原則として、当該提出期間内に1団体1会期とします。
- ◆ 申込みは、主催者又はその代理人が直接文化振興課まで届け出てください。

【使用会期の決定】

- ◆ 使用会期の決定はすべて公開抽選により決定します。
- （1会期に1団体の申込みの場合を除く。）
- ◆ 使用会期の決定団体には、使用決定通知書を交付します。
- ◆ 使用決定通知後、和歌山市の行事等により、ギャラリーを使用できなくなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【使用を許可できない場合】

- ◆ 次の場合は、使用を許可できない場合があります。
- 1 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- 2 営利目的で使用しようと認められるとき。
- 3 市庁舎の管理規則及び運営上、支障があると認められるとき。

【使用許可の取消し】

- ◆ 次の場合は、既に使用許可を受けている場合でも使用を取り消し、又はその使用を制限することがあります。
- 1 偽り、その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- 2 許可された使用目的以外に使用し、又は使用しようとしたとき。

3 許可に基づく権利を譲渡し、又は他人に施設を使用させ、若しくは使用させようとしたとき。

4 その他、市庁舎の管理規則又は規則の規定に基づく処分に違反したとき。

【キャンセルについて】

- ◆ 使用の許可を受けた後、使用を取りやめるときは、使用開始の1か月前までに必ずキャンセルの旨を届け出してください。
- ◆ その後のキャンセル、又は届出なしに使用されなかつた場合は、今後の使用について制限させていただくことがあります。

【キャンセル待ち】

- ◆ 抽選にもれ、キャンセル待ちとして更に希望される方が複数の場合、続いて抽選により順位を決定します。

【注意事項】

- ◆ 決められた時間内に搬入、搬出を行うこと。

搬入…午後1時から午後5時15分

搬出…午前8時30分から正午

※ 搬入・搬出の際はギャラリーの鍵を本庁舎10階の文化振興課まで取りに来てください。

※ 展示上時間内に終えられない場合は、前もってその旨を連絡してください。

- ◆ 画鋲、フックは付属していますが、その他展示作業に必要なもの（脚立、展示台等）は、各団体でご用意ください。
- ◆ 庁内での販売・即売、又は会員・寄附金品等の募集行為をしないこと。
- ◆ 許可を得ずに特別の設備を付加し、又は設備に変更を加えないこと。
- ◆ 許可を得ずに壁・柱等に貼り紙をし、又は釘類を打たないこと。
- ◆ 火気を使用しないこと。
- ◆ ギャラリーの使用期間が終了したときは速やかに原状に復し、文化振興課に届け出で点検を受けること。
- ◆ 設備を損傷し、又は滅失した場合は速やかに文化振興課に届け出て指示に従うこと。使用者はその責めに帰すべき理由による場合は、それにより生じた損害を賠償すること。
- ◆ ギャラリーの使用により生じた損害等については、市は一切の責任を負いません。
- ◆ その他、文化振興課の指示に従うこと。

【お問い合わせ】

和歌山市産業交流局

文化スポーツ部文化振興課

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

TEL 073(435)1194

FAX 073(435)1294